

仕 様 書

1 概要

- (1) 件名 小学校等の施設で使用する電力の供給（単価契約）
- (2) 供給施設 別紙 1 のとおり

2 仕様

(1) 供給電気方式等

- ア 電気方式 交流 3 相 3 線式
- イ 供給電圧 6, 0 0 0 ボルト
- ウ 計量電圧 6, 0 0 0 ボルト
- エ 標準周波数 6 0 ヘルツ
- オ 受電方式 1 回線受電

(2) 契約電力及び予定使用電力量

ア 契約電力

別紙 1 のとおり

（契約上使用できる最大電力をいい、3 0 分最大需要電力計により計測される需要電力が原則としてこれを超えないものとする。）

イ 使用電力量

別紙 1 のとおり

ウ 力率

別紙 1 のとおり

エ 各施設明細

別紙 2 のとおり

(3) 契約方法

単価契約

(4) 供給期間

令和 8 年（2 0 2 6 年）4 月 1 日から令和 9 年（2 0 2 7 年）3 月 3 1 日まで

(5) 供給地点

供給施設構内に東海市（以下「発注者」という。）が設置した区分開閉器電源側
接続点

(6) 財産分界点

供給地点に同じ

(7) 保安責任分界点

供給地点に同じ

(8) 電力量等の計量

ア 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需要電力及び力率の計量は、各供給施設に設置された計量器により行うものとする。

イ 計量日時は、発注者と電力供給者（以下「受注者」という。）が協議の上、毎月定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。

(9) 電気料金等の算定期間

電気料金の算定は、1月（前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間をいう。）の使用電力量により算定する。

(10) 電気料金は、次に掲げる料金を合算した額とする。

ア 基本料金

契約電力、契約単価及び力率から計算した金額（以下の算式によるものとする。）

基本料金（使用月）＝契約電力×契約単価×（1.85－力率／100）

イ 電力量料金

使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合には、ウによるものとする。）の料金を乗じて計算した金額（以下の算式によるもの。）

電力量料金＝使用電力量×（電力量契約単価＋燃料費調整単価）＋（再生可能エネルギー発電促進賦課金×使用電力量）

ウ 燃料費調整

燃料費の変動などにより契約単価の調整を行う必要が生じた場合には、発注者及び受注者が協議の上、決定する。当該調整は、当該地域を管轄し、電気事業法第3条の許可を受けている一般送配電事業者の燃料費調整額を超えない範囲で行う。

エ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

経済産業大臣が定めた単価に使用料を乗じた金額を電気料金として算定した金額に加えるものとする。

(1) 単位及び端数処理

料金等を計算する場合の単位及びその端数の処理は、次のとおりとする。

ア 契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとする。

イ 使用電力量の単位は、1キロワット時とする。

ウ 力率の単位は、1パーセントとする。

エ 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とする。

オ 上記各項目の端数の処理は、発注者及び受注者が協議した上、これを決定するものとする。

(2) 支払

受注者は、上記により算定された当該月分の料金を適法な請求書により速やかに発注者に請求し、発注者は請求書受理日から起算して30日以内（当該期間の最終日が金融機関の休業日である場合には、その翌営業日までとする。）に支払う。ただし、発注者及び受注者が協議した上、これを変更できるものとする。

(3) 電気の安定供給

電気の安定供給をはかること。

3 その他

(1) 契約

この入札に係る契約は、本契約締結日の属する年度の翌年度において、歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は、この契約を変更し、又は解除する。

(2) 使用電力の増減

発注者の使用電力量は、予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

(3) 契約電力の変更

ア 契約電力が500キロワット以上のものは、契約電力を変更する必要があるときは、発注者及び受注者が協議の上、変更するものとする。

イ 契約電力が500キロワット未満のものは、その1月の最大需要電力と前11月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値に変更する。

(4) 契約金額の変更

受注者の発電費用等の変動により契約金額を改正する必要があるときは、発注者及び受注者が協議した上、契約金額を変更することができる。

(5) 通信設備等

ア 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他附属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者の財産とし、設置工事については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の負担で設置する。

イ 通信設備等の取付場所は、当該地域を管轄する一般送配電事業者と協議の上、発注者が場所を選定し、提供する。

ウ 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、当該地域を管轄する一般送配電事業者の負担で撤去する。

(6) 協議

その他仕様書に定めのない事項については、当該地域を管轄する一般送配電事業者の定めに準ずるものとし、発注者及び受注者それぞれが誠意をもって協議の上解決するものとする。